

分野別施策の基本的方向

I 地域で安心して暮らしている

1. 生活支援

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らすためには、身近なところで相談できる体制を整えることが必要であり、佐賀県では、全ての市町において、専門家が365日対応できる総合相談窓口が整備されています。

平成24年4月から計画相談支援がスタートし、平成27年4月からは障害福祉サービスを利用する全ての対象者についてサービス等利用計画案の提出が求められています。このため、利用計画案を作成する相談支援専門員の養成、資質向上を図る必要があります。

障害者の地域移行を進めるにあたり、障害者の高齢化、障害の重度化等に伴う多様なニーズに対応できるグループホーム等住環境を充実するとともに、介護者が一時休息（レスパイト）できる支援体制の充実が必要です。

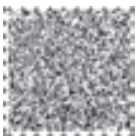
(1) 相談支援体制の充実

- 障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

現在、全ての総合相談窓口で専門家が365日対応できる体制整備のため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助を行っています。

- 障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により相談支援の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、各保健福祉事務所等の関係機関の連携を図ることにより、障害者やその家族等が身近な地域で専門的な相談支援を受けることができる体制を整えます。

- 障害者一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、生活環境等を踏まえた適切なサービス等利用計画案の作成を促進するため、相談支援専門員及び各市町の担当者の資質向上を図る研修会等を開催するとともに、相談支援事業所数を増やすことによって、当事者起点による支給決定を行うことができるよう取り組みます。



- 障害者が自身の希望するサービスを身近なところで適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等を行います。
- 相談支援事業所の拡充・質の向上及び医療機関・福祉団体・行政機関の連携強化を図る取組を進め、地域の連携・協力体制を構築・深化させるため、自立支援協議会運営の活性化を図ります。
- 判断能力が十分でない障害者がサービス等を適切に利用し、自立した地域生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用を後押しするため、当該制度の周知等を行います。
- 発達障害者支援センター（※1）による専門的な相談支援等を実施するとともに、市町の早期発見の取組や、関係機関の事業との連携・協力を図りながら、発達障害児（者）支援体制整備事業を充実させ、個々のライフステージに応じた一貫した支援体制を強化します。
- 高次脳機能障害（※2）（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、支援拠点機関（佐賀大学医学部附属病院）や相談拠点機関（一般社団法人ふらむ佐賀）に配置している相談支援コーディネーターを中心に、専門的な相談支援や関係機関との連携・調整等により適切な支援を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。

- ※1) 発達障害者支援センター…自閉症等の発達障害のある方に対する療育相談、就労支援や関係機関・施設等情報提供及び指導助言等の活動を行う総合的な県の支援拠点
- ※2) 高次脳機能障害…交通事故や転落事故、脳卒中などにより脳にダメージを受け、記憶障害（新しいことが覚えられない）や注意障害（物事に集中できない）などの症状が見られて生活に支障をきたすような状態になること



- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センターが中心となり、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。
- 総合相談窓口や相談支援事業所において、高次脳機能障害や難病等に関する相談対応を適切に行い、適切な福祉サービスにつなげるため、職員への研修等を実施します。
- 家族と暮らす障害者について、情報提供や相談支援等により、その家族を支援するとともに、障害者同士が行う援助として有効な相談活動（ピアカウンセリング）の更なる拡充を図ります。

(2) 在宅サービス等の充実

- 個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。
- 常時介護を必要とする障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援の質と量の充実を図ります。
- 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を提供します。
- 日中に入浴・食事の介助を受けながら創作的活動・生産活動を行う生活介護や社会との交流の場となる地域活動支援センターでの活動など、日中活動サービスの充実を図ります。



- 移動支援サービスの利用が必要な障害者が利用できる居宅介護事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を増やすため、居宅介護等の業務の従事者養成研修を充実させ、対応できる人材育成を図ります。
- 障害者の移動支援について、車両による移送経費を含めたサービスの創設や地域生活支援事業費補助金の財源確保を図るなどのため、国に対する政策提案を継続的に行います。
- 障害者支援施設については、地域で生活する障害者に対する在宅支援の拠点としてその活用を図るとともに、施設の入所者の生活の質の向上を図ります。また、グループホームを整備（県営住宅のグループホームとしての活用を含む。）し、入所者の地域生活への移行を進めます。
- 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者等について、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う「自立生活援助」サービスの活用を図り、地域生活への移行を進めます。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を地域に設置し環境の整備を図ります。また、医療的ケアが可能なグループホームの整備を図ります。
- 「地域共生ステーション」（子どもから高齢者まで、また、障害があっても、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民やCSO（※3）、ボランティア等が協働し支援していく地域の拠点）の支援を継続するとともに、このような拠点が少なくとも小学校区に1つは整備されるよう今後とも支援していきます。



- 認知症の方の中には、精神症状を呈する方もいることから、認知症サポーター（※4）の養成を推進し、地域の中で見守る体制を整えます。

※3) C S O…Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、N P O法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、P T Aといった組織・団体のこと

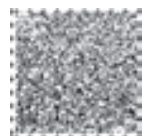
※4) 認知症サポーター…認知症について正しく理解し、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者

(3) 障害児支援の充実

- 障害児の療育の場である障害児支援事業所の職員の支援技術の向上を図ります。
- 県療育支援センターにおいて、保育所や幼稚園等の職員に対し、障害を持つ子どもへの理解を深め、障害児支援に必要な知識・技術の習得・向上を図るための研修を充実します。
- 障害児の発達支援については、障害児（疑いを含む）及びその家族に対して、乳幼児期から高校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。
- 障害のある児童の療育については、地域の中核となる児童発達支援センターに対し施設整備補助を行うことにより、施設の拡充に取り組むとともに、サービスの質の向上を図ります。
- 在宅で生活する重症心身障害児の短期入所や居宅介護等、在宅支援の充実を図ります。



- たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児を支援するため、県全域や各障害保健福祉圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置して取り組みます。
- 児童発達支援センターの専門的機能を強化するとともに、障害児等療育支援事業との重層的な支援体制を構築し、障害児（疑いを含む）及びその保護者支援の充実を図ります。
- 発達障害児への支援については、発達障害者支援センターを中心に、関係機関との連携により充実・強化を図ります。
また、確定診断の待機を減らすため、医療関係者と連携を図り地域で診断できる体制整備に取り組みます。
さらに、発達障害児の専門的な支援に関する研修を充実させ、身近な保育所や幼稚園で適切な療育を受けられるような環境、支援体制を整備します。
- 障害児支援の体制整備に当たっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 障害児保育に関する知識を深め、個々の子どもの発達状況に応じた障害児保育を行えるよう、障害児分野の専門的リーダーを育成する「キャリアアップ研修」の実施等により、保育所等での障害児の受入れを促進します。
- 放課後児童支援員等の専門性の向上を図る研修会の実施などにより、放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れを促進します。
- 特別支援学校に放課後児童クラブの設置を希望する市町の取組を支援し、設置を促進します。
- 障害児の保育所利用を容易にするため、国の保育所障害児受入促進事業の活用等により、トイレ等の設備や障害児用の遊具・器具等の整備を推進します。



(4) サービスの質の向上等

- 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供するために必要な指導を行う者を養成します。

- サービス等の質の向上を図るため、サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施や評価結果の公表の促進等に努めます。

- サービスの提供に当たっては、県による市町への適切な支援等を通じ、地域間におけるサービスの格差の解消を図ります。

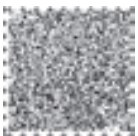
- 難病患者等に対するサービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。

- 重度障害者の介護者の負担を軽減し、一時休息（レスパイト）ができるように、短期入所や日中一時支援等を充実させます。

(5) 人材の育成・確保

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職の養成に関する情報を関係機関に提供するとともに、ホームヘルプサービスについては、障害の特性を理解したホームヘルパーを養成します。

さらに、サービス等を提供する事業者に対し、労働法規の遵守を徹底します。



○ 行動障害のある方に対する職員の知識、技術の不足等が身体拘束や行動制限などの虐待を引き起こす可能性があることから、行動障害に対応できる事業所職員を養成するため、行動障害に特化した研修会を実施します。

また、このことにより、行動障害のある方の受入事業所等を増やし、介護者の一時休息（レスパイト）にもつなげます。

○ 福祉人材センター運営により、社会福祉事業従事者等への就業援助、研修等を行い、福祉人材を確保します。

(6) 福祉用具の研究開発

○ 良質で安価な福祉用具を供給することができるよう、県内福祉用具等関連企業、福祉・医療施設、佐賀大学（地域医療科学教育研究センター）、県工業技術センター、県窯業技術センター、身体障害者更生相談所などとの連携による、研究開発等を推進します。

また、研究開発や障害者等のニーズを踏まえ、誰もが使いやすいものづくりを進め、利用者の利便性を向上させます。



2. 保健・医療

【現状と課題】

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制を充実させることが必要です。

精神障害者の1年未満入院者の退院率は全国平均に比べて低い現状にあることから、早期退院及び地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備や精神科病院、各保健福祉事務所、市町、相談支援事業所等の連携を進めることが必要です。

難病に関する施策として、相談支援の更なる充実や医療相談についての周知、体制整備を推進することが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

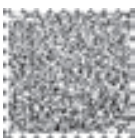
○ 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

○ 在宅で重症心身障害児（者）を介護されている方の一時休息（レスパイト）のための日中一時支援事業所や短期入所事業所などを身近な地域で利用することができるよう、医療機関へ働きかけ、体制の整備充実を図ります。

○ 重度の心身障害者が病院などで診療を受けた場合に、要した医療費のうち保険診療にかかる自己負担分の一部（重度心身障害者医療費）を助成します。

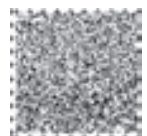
また、重度心身障害者医療費については、国において新たな医療費助成制度を構築するように政策提案を継続的に行います。

○ 県地域生活リハビリセンターにおいて、社会復帰に向けた機能訓練や高次脳機能障害者を対象とした生活訓練を行うとともに、障害者の健康増進に向けたサービスの提供、情報提供を行います。



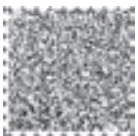
- 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害、高次脳機能障害等の医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障害について、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図ります。
- 定期的に歯科健診を受けること、歯科医療を受けること等が困難な障害者に対する歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めるとともに、障害の状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成に取り組みます。
- 佐賀県歯科医師会において養成された、障害者の歯科疾患の予防や治療、訪問歯科診療などの相談窓口となる「障害者歯科保健地域協力医」の普及に努めます。
- 人工透析を要する腎不全、精神疾患、難治性疾患など障害に対する継続的な医療が必要な障害者に対する、身近な医療機関等における医療の提供、医学的相談体制の整備等、適切な保健・医療サービス提供の充実に努めます。
- 保健・医療サービスに関する情報については、各種研修会や出前講座、県のホームページまたは広報紙等で周知に努めます。
また、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム「99さがネット」(※5)を通じた医療機関の情報提供を推進します。

※5) 99さがネット…県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報をお知らせするとともに、医療機関相互の連携に活用するもの



(2) 精神保健・医療の提供等

- 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所における研修会等の開催を通して、精神疾患に関する正しい知識の普及を図るとともに、精神保健福祉相談等により精神疾患の予防や早期発見・早期治療を促進します。
- 県精神保健福祉センターや各保健福祉事務所において、精神科医や保健師等による精神保健福祉相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障害者を支援します。
- 障害の原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等について、県民、保健・医療従事者、児童福祉施設関係者、教育関係者等に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する不当な偏見・差別や過剰な不安の除去に努めます。
- 高次脳機能障害者の支援拠点機関である佐賀大学医学部附属病院において、医療面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等の開催、また、相談支援機関である一般社団法人ぷらむ佐賀において、福祉面に関する専門的な相談支援、普及啓発、研修会等を行い、支援体制の充実を図ります。
さらに、県地域生活リハビリセンターにおける高次脳機能障害者への生活訓練を実施します。
- 精神科医や精神科医療に関わる専門職員の資質の向上を図るため、精神保健指定医研修会等を開催するとともに、関係団体による各種研修会の開催の積極的な取組について働きかけます。
- 自殺予防対策の一環として、うつ病の早期対応を図るため、研修会や県・各保健福祉事務所単位での連絡会議を開催し、かかりつけ医・精神科医紹介システム事業を推進します。
- 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）を進め、次の取組を通じて、精神障害者が地域で生活できる体制を整備します。
 - ・ 休日、夜間等における精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等に対応できるように、24時間365日体制の精神科救急医療システム事業の充実を図ります。



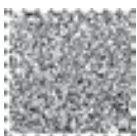
- ・ 病院実地指導時に、院内の退院支援体制の確認及び指導を行うとともに、精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努め、精神疾患で入院する患者の1年以内での退院を促進します。
 - ・ 非自発的入院である措置入院や医療保護入院患者の人権の確保のため、精神医療審査会の機能の充実に努めます。
 - ・ 警察や矯正施設等から自傷他害の恐れのある者として通報された精神障害者が精神保健指定医により医療が必要と判断された場合、適切な医療につなぐとともに、入院後は、医療機関と各保健福祉事務所が連携を図りながら、地域移行を進めます。
 - ・ 精神科病院の専門職員や市町職員等向けの地域移行に関する研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携について精神科病院等に働きかけます。
- 市町の障害者総合相談窓口の相談支援事業者や就労系障害福祉サービス事業者、社会復帰相談支援員に対して、精神障害者の地域生活を支援するための知識やノウハウを習得するための取組を進めます。
 - 市町、県精神保健福祉センター、各保健福祉事務所等が中心となり、心の健康づくりのための相談事業や健康教育を行います。
 - 中高年及び若年層等を重点としたうつ病予防対策、学校、職域及び地域における心の健康づくり等の自殺予防対策に取り組みます。また、自殺のハイリスク者でもある自殺未遂者・自死遺族等に必要なケアが受けられるよう関係機関が連携した支援体制づくり、支援者の資質向上に努めます。
 - 自殺に関する正しい知識の普及を県民に広く行うとともに、県内の自殺対策の関係機関等と自殺対策の推進について検討・連携しながら取り組みます。
 - 県精神保健福祉センターに設置する、思春期やアルコール及び薬物等の依存症等の専門相談窓口において、精神科医による相談や健康教育、家族教室等を実施します。



- 依存症対策を実施している自助グループが行う研修会やミーティングへの支援を行います。
- アルコール健康障害の発生、進行、再発の各段階に応じた防止策を実施するとともに、アルコール健康障害を有し、または有していた者とその家族が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるように支援します。
- 地域のかかりつけ医を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催し、かかりつけ医のうつ病診断技術の向上を図り、また、精神科医との顔の見える関係づくりを推進します。また、精神科の専門医が、研修を受講したかかりつけ医や、看護師及び精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職等と連携できるような体制づくりを行います。
- 「こころの健康づくり実行宣言」に賛同する事業所を募集し、登録した事業所に対して情報提供等の支援を行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 県のホームページに、自殺予防対策やメンタルヘルス対策に関するページを設け、予防のための対応方法や相談先等のさまざまな情報を紹介します。

(3) 人材の育成・確保

- 看護師等学校・養成所の教育の充実に向け、看護教員・実習指導者の養成、教員研修等教育の充実を図り、資質の向上に努めます。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者について、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。
- 地域において健康相談等を行う各保健福祉事務所、市町の保健センター等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。



(4) 難病に関する施策の推進

- 難病相談事業や難病対策地域協議会（※6）の活用による保健医療サービスの充実及び障害福祉サービスとの連携を図ります。

- 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

- 難病の特性や患者・家族の状況について、社会全体の理解を深めるとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

- 難病医療コーディネーター（難病医療専門員）による重症難病（神経難病等）患者の入転院先の調整・往診医の紹介、療養相談、医療従事者向け研修会、関係機関との連絡会議等を実施していきます。
また、難病医療コーディネーターの増員について、ニーズを見ながら検討します。

- 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談・支援を通じて地域における難病患者支援対策を推進するため、県難病相談支援センター等により、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。（再掲）

※6）難病対策地域協議会…在宅での療養支援を円滑にするために重症難病対策の支援体制を構築し、患者・家族が安心して在宅療養を送ることを目的に、県及び保健福祉事務所ごとに設置。

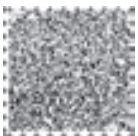
施設相互の情報・意見交換、在宅療養支援のためのシステム検討、患者・家族・療養支援者向けの研修会等を実施している。



- 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）を考慮した支援が実施されるよう、相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会での周知により、相談支援従事者等の理解を深めます。また、医療機関に対して、障害福祉サービスの制度を周知します。（再掲）
- 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進、事業者に対する第三者評価の適切な実施や評価結果の公表の促進等に努めます。（再掲）

（5）障害の原因となる疾病等の予防・治療

- 妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見、早期治療、早期療養を図ります。
- 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- 障害の原因となる外傷等に対する適切な治療を行うため、救急医療、急性期医療等の提供体制の充実及び関係機関の連携を促進します。
- 在宅医療においては、医療機関同士の連携、更に医療・介護等の多職種連携が不可欠とされるため、在宅医療連携拠点の確立と在宅医療を支える医療体制を推進します。



3. 生活環境

【現状と課題】

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、人にやさしいまちづくりを推進し、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい場所にすることが必要です。

パーキングパーミット制度の周知により民間協力施設も増加し、障害者が外出しやすい環境は整ってきています（H30. 3. 31 現在 1,863 施設）が、まだ、外出の際の駐車場やトイレを求める声があるため、引き続き整備していく必要があります。また、生活に密着した道路の整備が必要です。

また、誰もが自由に移動でき、行きたいところに行けるよう、運転ができない障害者の日常生活の移動支援の確保が必要です。

(1) 住宅の確保

- 公営住宅の入居者が安全に安心して生活ができるよう、エレベーターや手すりの設置、段差解消などのバリアフリー化をさらに推進します。

- 公営住宅への障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするため、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めます。また市町に対して周知・情報提供を行います。

- 障害者を含む住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への入居支援や、民間事業者等による貸主等の受入れ不安を解消するための多様な居住支援サービスの提供を促進するなど、障害者等が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給促進を図ります。

- 障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付や貸与、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。



- 住まいの場であるグループホームの整備を推進するため、新規開設に必要な施設整備費や備品購入費などの経費に対して支援します。

また、重度の障害があっても、地域で共同生活ができるよう、医療的ケアが可能なグループホームの整備を図ります。

(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等

- 障害者や高齢者等の移動制約者が、日常生活に必要なバスを安全かつ円滑に利用できるよう、低床型バスの導入を促進します。また、公共交通ターミナル、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

- 誰もが、「生きがい」を感じられる「積極的な移動」の確保のため、各種法改正の動きに合わせ、市町と連携し、住民の移動の実態やニーズに合わせた移動手段を検討します。

(3) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づき、事業者や県民等に対して啓発普及を行います。

- 多数の人が利用する公共施設や民間の公共的な施設（旅館、レストラン、スーパーマーケット等）について、障害者等の利用に考慮した施設整備の促進に努めます。

- 都市公園の整備に当たっては、安全で安心して利用できるよう、出入口や園路の段差解消、障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

- 「道の駅」等を整備する場合には、身障者用駐車スペースや身障者用トイレの整備、スロープ、手摺等の設置を推進するとともに、市町等が整備する場合には、身障者用駐車スペースや身障者用トイレの設置を要請します。



- 県有施設（公共的施設）については、市町、民間施設の先導的事例となるよう、UD基準により整備することを基本としています。また、既存施設についても、一部増改築の際にUD基準により整備することを基本とするとともに、それ以外の部分についても積極的にUD基準に適合するように努めます。
- 県庁新館、議会棟及び各総合庁舎に、音声付誘導灯及びフラッシュライト付き誘導灯を設置していく計画としています。

(4) 人にやさしいまちづくりの総合的な推進

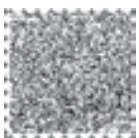
- 施設と施設をつなぐ連続した整備を推進し、誰もが良好な都市環境や自然空間を享受できる快適で人にやさしいまちづくりを推進します。
- 新たに歩道整備を行う場合はもちろんのこと、主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）においても歩道段差のスロープ化に継続的に取り組みます。
- 主要な生活関連経路における歩道段差のスロープ化（佐賀県標準仕様）と合わせて視覚障害者用誘導ブロックの設置等を推進します。
- バリアフリー法に基づき市町が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、音で歩行者を誘導する視覚障害者用付加装置付信号機等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します
- 障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。



- 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制等や関係機関団体と連携した諸対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図ります。
- 国で検討が進められている「携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援」の施策展開をみながら、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータ（※7）の収集や活用策を検討します。
- 身障者用駐車場の利用を必要とする歩行困難な方に駐車スペースを確保するため、「佐賀県パーキングパーミット（※8）（身障者用駐車場利用証）制度」の協力施設の増加を要請します。
- 援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい障害者が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組みます。

※7) 歩行空間ネットワークデータ…歩行経路の空間配置及び歩行経路の状況を表すデータであり、主に歩行経路を表す「リンク（線）」とリンクの結節点を表す「ノード（点）」で構成されている。

※8) 佐賀県パーキングパーミット…身障者用駐車場を必要とする人に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用しやすくする。



4. 安全・安心

【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安全に安心して生活できるよう、地域で障害者を含む様々な団体が連携した防災訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の結成促進を図り、日頃から住民による自主防災体制を整えておく必要があります。

また、災害発生時に障害者に適切に情報を伝達するため、障害者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

さらに、メールやファックスによる警察本部への緊急通報や消費者トラブル相談について障害者への周知を徹底することが必要です。

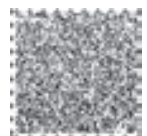
(1) 防災対策の推進

- 県地域防災計画に基づき、市町と連携し、障害者などの避難行動要支援者の避難誘導體制や情報伝達のあり方等を盛り込んだ、災害時の対応マニュアル等の作成及びその周知徹底を図ります。

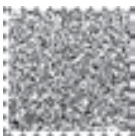
- 福祉施設は、災害の際に自力避難が困難な方が多く利用（入所・通所）することから、施設の災害対応力を高めておく必要があります。そのため、福祉施設において、県が作成する防災計画作成マニュアルに沿った防災計画の作成を推進するとともに、福祉施設における避難対策の充実、強化を図ります。

- 公共施設等の耐震性の確保を図るとともに、県や市町で実施する防災訓練において、障害者の参加を促すため、市町への働きかけや障害福祉サービス事業所、施設、当事者団体、障害者支援団体などと連携して実施し、障害者などの要配慮者に係る災害対策の充実に努めます。また、緊急避難場所及び避難所について、周知徹底を図ります。

- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、市町と連携し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。



- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、障害者や難病患者等の避難支援を地域ぐるみで行うための「避難行動要支者名簿」の策定について、市町を支援します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者名簿等を活用した障害者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、市町の取組の支援に努めます。
- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害者が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、市町における必要な体制整備の支援に努めます。また、避難所や応急仮設住宅の計画策定や運営に女性の参画を推進することにより、要配慮者の視点に立った対応を進めます。
- 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワーク形成の取組に努めます。
- 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障害者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システムの導入の推進を支援します。
- 火事や救急時の消防本部への通報において、ファックス等による通報について周知を図ります。
- 法令上スプリンクラーの設置義務がない障害者グループホームなどの宿泊機能を持つ施設に対し、その設置費用を補助することにより、施設の防火対策を強化し、障害者が安心して暮らすことのできる環境の整備を促進します。



- 要配慮者関連施設（避難に手助けが必要な障害者等が利用される施設）が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策を重点的に推進します。
- 自主防災組織の意義や必要性を認識してもらう研修等を通じ、自主防災組織の結成促進を図ります。また、自主防災組織が日頃から障害者などの避難行動要支援者情報の把握に努め、住民による自主防災体制づくりの支援に努めます。
- 佐賀県民災害ボランティアセンターが災害時や災害に備えるボランティア会員を募集する際、広報に協力するなど、連携し、災害時に迅速に対応できる環境整備に取り組みます。

(2) 災害からの復興

- 住み慣れた生活環境から離れて避難生活を行っている障害者に対する、心のケア等の取組の充実を図ります。

(3) 防犯対策の推進

- 警察本部に設置している「メール110番（※9）」「ファックス110番（※10）」について、障害者団体を通じて障害者に周知徹底・利用促進を図るほか、県警ホームページ等を利用した広報活動を実施します。

※9,10 「メール110番」「ファックス110番」…耳の不自由な人や言葉の不自由な人のために、ファックスやメールにより直接通報してもらうために設置しているもの
「メールアドレス：saga110@po.bunbun.ne.jp」
「FAX：0952-28-0110」



- 障害及び障害者に対する理解を深めるため、警察職員に対する手話講習や体験型研修の充実に取り組むとともに、交番等やパトカーに配置しているコミュニケーション支援ボードの活用を徹底させ、障害者のコミュニケーションを支援するための取組を推進します。
- 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との積極的な連携を図り、必要な情報が双方向で伝達される重層的な防犯ネットワークを整備して有効活用することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 障害者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブル情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。
- 障害者の相談事例の掘り起こしのため、障害者団体や福祉関係団体への働きかけ、ファックスやメールでの相談受付などに取り組みます。
- 障害者や高齢者の消費者トラブルについて相談員の研修を実施するとともに、相談内容によっては市町と連携・協力しながら消費者トラブルの解決に取り組めます。

